

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】在職老齢年金制度や、受給開始時期（繰上げ、繰下げ）等について議論／第6回社会保障審議会年金部会

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は、2018年11月2日、第6回社会保障審議会年金部会を開催しました。

2019年に実施される公的年金の財政検証（少なくとも5年ごとに実施することとされている財政見通し）は、社会保障改革プログラム法に挙げられた検討事項（※1）に沿って議論を行なったうえで、作業が進められる見通しです。今回は、前回（10月10日）（※2）に引続き、高齢期の長期化と就労の拡大・多様化を受けた年金制度の対応の方向性について、事務局から説明が行われ、在職老齢年金制度や、受給開始時期（繰上げ、繰下げ）等について議論が行われました。

- ※1
- ・マクロ経済スライドのあり方
 - ・厚生年金保険の適用拡大
 - ・高齢期の就労と年金
 - ・高所得者の年金給付と課税 等

- ※2 2018_12_メルマガ 2018.10.17【その他】高齢期の就労の拡大等を受けた年金制度の対応の方向性について共有化／第5回年金部会
http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/magazine/230_nenkin_magazine_20181017.pdf

【事務局からの説明】

- ・ 諸外国及び日本における雇用と年金
- ・ 多様な雇用・就労と年金の組合せ
 - － 多様な年金受給（繰上げ・繰下げと継続就労）
 - － 在職しながらの年金受給の在り方（在職老齢年金制度、退職後の年金改定等）
 - － 高齢期の就労と年金制度に関する過去の年金部会における議論の整理や最近の政府決定
 - － 被保険者期間等の在り方

【委員からの意見】

事務局からの説明の後、在職老齢年金制度や、受給開始時期（繰上げ、繰下げ）等について議論が行われました。出席委員からは、次のような意見が出されました。

- － 65歳以降で在職による支給停止の対象の方は、現役世代と比べると経済的に恵まれた方が多く、在職老齢年金制度の見直しによりこうした方々の年金給付を増やす必要があるのかは疑問。また、在職老齢年金制度の廃止により約4000億円の財源が失われるということもあり、在職老齢年金制度の枠組みは基本的には維持すべき。

在職老齢年金制度は被用者保険の加入者のみが対象になっており、就労形態の多様化が進んでいる中では、公平性の観点から見直しが必要。

高齢者の中でも特に所得が高い方については、年金支給停止というのも一つの論点として考える必要がある。（日本経団連）

- － 高齢者の就労が進み今後高齢者の賃金の上昇が見込まれるため、将来的には、在職老齢年金制度の存在は、就労のディスインセンティブとなると思われる。基本的には制度の縮小ないし廃止の方向で考えていくのが妥当。在職老齢年金制度の縮小ないし廃止の方向性を示しつつ、世代間の公平という観点から、当面は支給停止基準額の上限を少し上げる等から実施していくのが重要。

（シンクタンク）

- － （事務局のデータによると）年金の受給開始時期の繰下げの利用率は約1%と低位にある。現場で年金受給に関する相談を受ける中では、繰下げ制度の認知度は低く、またリーフレット等の記載も依然として難しいため、繰下げ制度の選択をしにくい状況がある。周知を十分に行う必要がある。

（社会保険労務士）

- － 日本は諸外国と比べても寿命が高いこと、諸外国でも支給開始年齢の引上げ等が行われていることを考えれば、定年の廃止や見直し、支給開始年齢引上げを考えるべき。（大学教員）

一支給開始年齢と受給開始時期が混同されている場合が多い。この違いを押さえたうえで議論を行う必要がある。年金に関する誤った情報が広まらないように、注視していく必要がある。(大学教員)

*当日の資料は、以下の厚生労働省HPに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815_00005.html

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/report.htm>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等(Daily市場レポート、臨時市場レポート、第1特約運用状況)をご覧ください。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティンググループ

年金NEWS・基金照会窓口

TEL 03-5533-5572

FAX 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp